

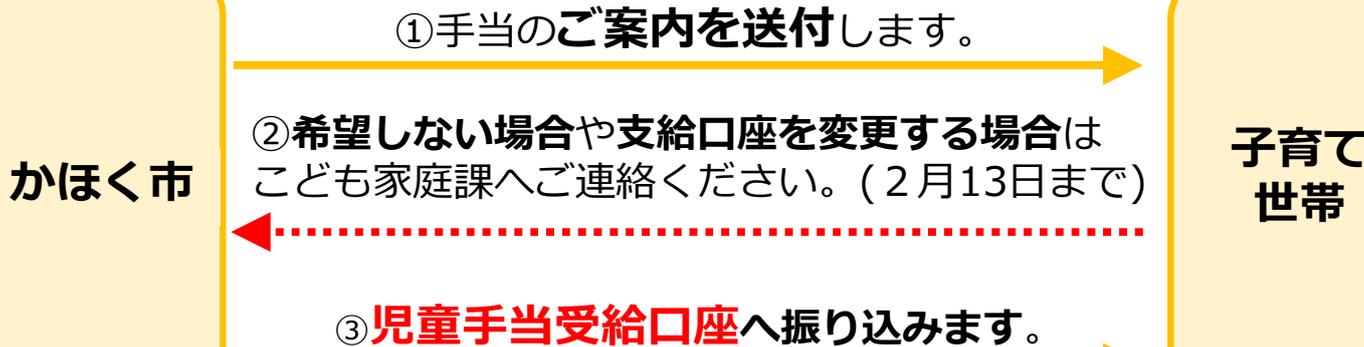
物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき3万円を1回限りで支給します！

国の「物価高対応子育て応援手当2万円」+かほく市独自「子育てすくすく応援給付金1万円」

手続きについて

支給を受ける場合、原則申請は不要です。※裏面の「6」の方は申請書提出が必要です。



詳細

1. 【対象児童】うちの子は対象になるの？

次に記載する児童が対象になります。

- 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童は10月分）児童手当の支給対象児童
- 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. 【支給対象者】誰がもらえるの？

上記（1）の児童手当受給者 または 上記（2）の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者

3. 【対象児童】いくらもらえるの？

対象児童1人につき3万円（1回限り）です。

〔国の応援手当2万円に、**かほく市独自で1万円を上乗せして支給します。**
（国の「重点支援地方交付金」を活用）〕

4. 【支給時期】いつもらえるの？

かほく市では2月25日から順次支給を開始します。

ご不明な場合は、裏面窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. 【支給方法】どんな方法でもらえるの？

(1) 児童手当受給者

児童手当受給口座に振り込みます。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した申請者名義の口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年2月13日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は窓口で申請が必要です。

- ①令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童で2月2日以降に出生の届け出をする方（こども家庭課でご案内します）
- ②10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者（令和8年3月31日×切）
- ③所属庁から児童手当を受給している公務員（令和8年3月31日×切：電子申請でも受け付けます）

公務員の方は、お勤め先に
手続きについてご確認ください

7. こんなときはどうなるの？

■引越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座に振り込まれます。ご不明点は引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができます。なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先（かほく市役所）

こども家庭課

電話：076（283）7155

（受付時間：平日8:30～17:15）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などにかほく市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐにかほく市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。